別記様式２（第５条関係）

誓約書

奈井江町事業応援給付金（令和４年７～12月）に関して、次のとおり誓約します。

１　申請者は、給付対象者の要件を満たしており、かつ、不給付要件には該当していません。

２　申請書類の内容は全て事実です。

３　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。））等が発覚した場合は、支援金の返還に応じ、奈井江町が事業者名を公表することに同意します。

４　奈井江町から関係書類の提出、事情の聴取、立入検査等の調査があった場合はこれに応じます。

５　申請者は、次の(１)～(５)のいずれにも該当しません。

|  |
| --- |
| (１)　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。(２)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。(３)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められること。(４)　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められること。(５)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 |

６　奈井江町の担当者が町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道使用料の納付状況について、申請者の情報を閲覧することに同意します。

７　申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・国等）の求めに応じて提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

奈井江町長　三本　英司　様

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※本人が署名した場合は、押印不要です。